

全 般

公営企業(法適用企業・法非適用企業)

公営企業とは地方公共団体が経営する企業であり、地方公営企業法の全部又は一部を適用している事業を法適用企業、公営企業であって法適用企業以外のものを法非適用企業としている。地方公営企業法において、上水道、工業用水道、軌道、鉄道、自動車運送、電気（水力発電等）、ガスの7事業については全部の規定、病院事業については、財務規定等の適用が義務付けられている。その他の事業については、条例で地方公営企業法の全部又は財務規定等を適用することが可能となっている。

公営企業の経理は特別会計を設けて行うこととされており、法適用企業は、地方公営企業法に基づき発生主義・複式簿記による企業会計方式により経理が行われ、法非適用企業は、一般会計と同様、地方自治法に基づき現金主義・単式簿記による財務処理が行われる。

公営企業決算状況調査においては、法適用企業は地方公営企業法の全部又は財務規定等を適用している事業とし、法非適用企業は地方財政法第6条に基づきその経理を特別会計を設けて行っている同法施行令第46条に掲げる事業並びに有料道路事業、駐車場整備事業及び介護サービス事業で、法適用企業以外のものとしている

決算規模（支出）

当該年度の現金ベースでの支出額を表す。

- ・法適用企業：総費用（税込み）－減価償却費＋資本的支出
- ・法非適用企業：総費用＋資本的支出＋積立金＋前年度繰上充用金

基準内繰入金

繰出基準に基づく他会計繰入金。

基準外繰入金

繰出基準に基づかない任意の他会計繰入金、あるいは繰出基準により算定された繰入額を超えて他会計からの繰入れが行われた場合の当該額を超える繰入金。

資金の不足額

公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもので、法適用企業については流動負債の額から流動資産の額を控除した額を基本として、法非適用企業については一般会計等の実質赤字額[※]と同様に算定した額を基本としている。

※当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額をみるもので、形式収支から、翌年度に繰り越すべき継続費繰越や繰越明許費繰越等の財源を控除した額が負数となる額。実質赤字額がある団体を通常「赤字団体」という。

資金不足額比率（％）

地方公共団体の公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率。

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

資金不足比率が、経営健全化基準以上である地方公共団体は、経営健全化計画の策定を義務付けられる。また、経営健全化計画を定めている地方公共団体を経営健全化団体という。

法適用関係

収益的収入・支出

現金収支の有無にかかわらず、当該年度の企業の経営活動に伴って生じる全ての収益及び費用をいい、料金収入や減価償却費・支払利息等が該当する。

資本的収入・支出

収益的収支に属さない収支のうち、現金の収支を伴うものをいい、企業の将来の経営活動に備えて行う建設改良及び建設改良に係る企業債償還金等の支出及びその財源となる収入をいう。

純損益

法適用企業において、総収益から総費用を差し引いた額をいう。

なお、純損益の数値がプラスであれば「純利益」、マイナスであれば「純損失」と呼び、地方公営企業決算では、それぞれを黒字、赤字と呼んでいる。

経常損益

損益計算書の中間利益(損失)の一つであって、当期の経常的収益力を表し、営業収益から営業費用を控除して算出される営業利益(営業損失)に営業外収益及び営業外費用を加減することにより算出された利益(損失)であり、特別損益を除外して算出されるもの。

累積欠損金

法適用企業において、営業活動によって損失(赤字)を生じた場合に、繰越利益剰余金、利益積立金等によってもなお補てんができなかった各事業年度の損失(赤字)額が累積したものをいう。

累積欠損金は、経常費用に占める資本費(減価償却費及び支払利息)の比率の高い事業において増大する傾向がある。このうち、減価償却費は現金支出を伴わないため、これを原因とする損失(赤字)額により生じた累積欠損金が事業全体の資金不足に直接つながるものではないが、累積欠損金が多い事業においては、より一層の収益性の向上を図るとともに、経常費用の合理化等により効率性を発揮し、経営の健全化を推進していくことが求められる。

不良債務

流動負債の額が流動資産の額(翌年度へ繰り越される支出の財源充当額を除く。)を超える額。

経常収支比率(%)

地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費等のように毎年度経常的に支出される経費(経常的経費)に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源(経常一般財源)、減収補てん債特例分、猶予特例債及び臨時財政対策債の合計額に占める割合。

この指標は経常的経費に経常一般財源収入がどの程度充当されているかを見るものであり、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表す。

累積欠損金比率（％）

＝累積欠損金÷（営業収益－受託工事収益）×１００

事業体の経営状況が健全な状態にあるかどうかを、累積欠損金の有無により把握しようとするもので、営業収益に対する累積欠損金の割合をいう。

不良債務比率（％）

＝〔流動負債－（流動資産－翌年度繰越財源）〕÷（営業収益－受託工事収益）×１００

不良債務の有無と営業収益との対応関係から事業体の経営状況を見るものである。不良債務が生じている場合には、早急に経営健全化に取り組み、その解消を図る必要がある。

法非適用関係

収益的収支・資本的収支

法非適用企業について、想定企業会計により収益的収支と資本的収支に区分したものの。

実質収支

歳入歳出差引額（形式収支）から翌年度へ繰越すべき財源を除いたものをいい、その数値がプラスであれば黒字、マイナスであれば赤字である。

繰上充用金

歳入が歳出に不足する場合、すなわち形式収支が赤字の場合に、翌年度の歳入を繰り上げて当該年度の歳入に充てた額。

その他

借換債

既に借入れた地方債を償還するために借入れる地方債のこと。過去に借り入れた高利率の地方債を償還するために発行されるものが主なものである。